

愛知県立安城高等学校いじめ・不登校対策基本方針

(平成 26 年 3 月策定)

(令和 3 年 7 月改定)

(令和 5 年 4 月改定)

I いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

スクール・ポリシーの目指す生徒像、「夢の実現に向けて主体的・協働的に学び、最後までやり抜く力を持つ生徒」と「自ら考え責任を持って行動し、他者と協力して社会貢献できる生徒」をあげている。そのような生徒を育成するために本校では、生徒同士が学びあうアクティブ・ラーニング型授業やキャリア教育の実施、自ら課題を設定し、解決に向けて取り組む探究型の学びの機会をつくり、豊かな人間性を育む学校行事、部活動等への積極的な参加を促している。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。例え、けんかやふざけ合いであっても、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(3) いじめの解消

「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

2 不登校の定義

文部科学省の調査では、「不登校生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席のあった者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」である。

また、上記の定義によると、年間30日以下の欠席であっても、欠席理由が病欠以外の場合は、欠席日数の多少に関わらず「不登校傾向」のある生徒として、何らかの対応が必要である生徒として扱う。

3 いじめ・不登校防止等の対策について

(1) 組織について

いじめ・不登校の兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことなく、組織として対応するために以下のいじめ・不登校対策組織を設置する。

ア 「いじめ・不登校対策委員会」

《役割》

- ・いじめ・不登校対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）の立案
- ・いじめ・不登校事案に関する生徒情報などの集約
- ・「対応支援チーム」との連携による校内体制の構築
- ・いじめ・不登校対策のための年間計画の作成と実施や本基本方針の検証と見直し

《メンバー》

校長、教頭、保健相談主任、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学科主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（必要に応じ、該当 HR 担任、該当部活動顧問等）

イ 「対応支援チーム」

《役割》

- ・いじめ・不登校対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）への対応
- ・いじめ・不登校事案発生時の初期対応

《メンバー》

教頭、保健相談主任、生徒指導主事、学年主任、学科主任、養護教諭

いじめ・不登校対策委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする対応支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

(2) 具体的な取組について

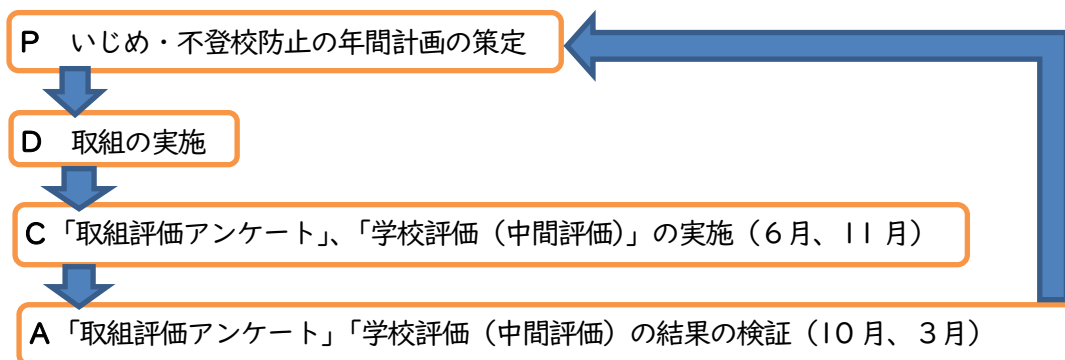
ア 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ・不登校対策基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。

イ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

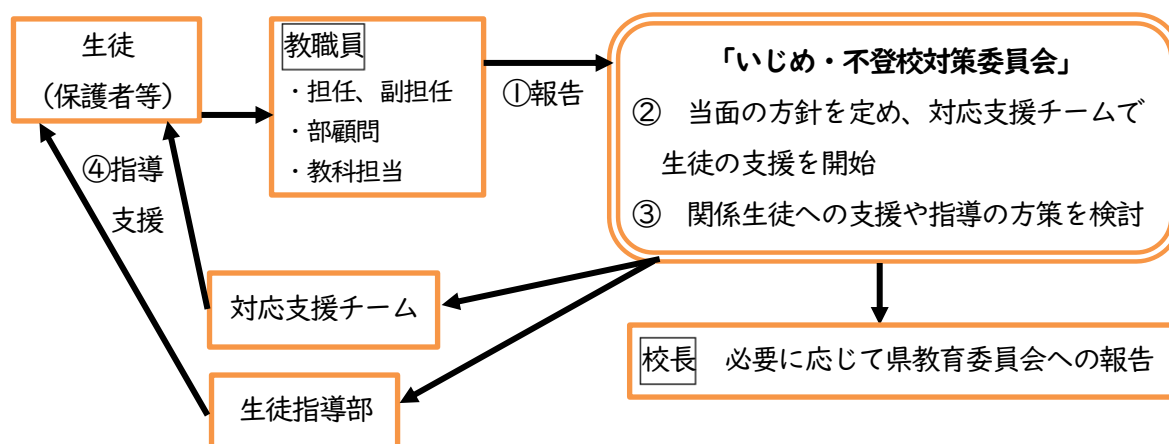
「学校いじめ・不登校対策基本方針」及び学校評価における「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

ウ 各年度の計画については、下記の【PDCAサイクル図】により検証する。



4 いじめ・不登校への対処（事案発生時の対応）

(1) 発見・通報を受けた際の対応 ※解消に至るまで③→④→①を繰り返す。



・対応支援チームのメンバーは、事案に応じて委員会が適切なメンバー構成を考える。（対応する内容によってチームのメンバーは異なる。）

(2) いじめられた生徒・保護者への対応

ア 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。

イ 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。

ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。

エ 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。

オ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。

カ 外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を積極的に提案する。

キ いじめた生徒との関係改善に努め、いじめ・不登校が解消したと思われる場合でも見守りを継続する。

ク インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。

(3) いじめた生徒・保護者への対応

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- ウ いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ・不登校対策委員会で検討する。
- エ 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
- オ 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を提案する。
- カ いじめられた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- キ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいて対応する。

<年間計画> ※令和5年度版

全日制

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康観察（毎日）【全学年】 ○SCの生徒・保護者への周知 ○面談【全学年】 ○クレペリン検査【1年】 ○新入生オリエンテーション ○遠足【3年】 ○スマホケータイ教室【1年】	○「心のアンケート」の実施【全学年】 ○身体計測 ○内科検診	○「いじめ・不登校対策基本方針」の周知と確認	○「いじめ・不登校対策基本方針」の学校HPへの掲載
5月	○クレペリン説明会【1年】		○いじめ・不登校対策委員会 ○現職研修（教育相談・特別支援教育に関する内容）	○PTA総会 後学年・担任との保護者懇談
6月	○文化祭【全学年】 ○体育祭【全学年】		○いじめ・不登校対策委員会	
7月				○保護者会 ○学校保健委員会
8月	○就業体験【生活文化科2・3年】			
9月	○面談【全学年】	○「心のアンケート」の実施【全学年】	○いじめ・不登校対策委員会	○学校評議員への学校行事・授業の公開
10月	○球技大会【全学年】 ○修学旅行【2年】		○中間評価→検証	○公開授業
11月	○遠足【1年】		○いじめ・不登校対策委員会	
12月	○人権講話【全学年】			○保護者会
1月	○面談【全学年】	○「心のアンケート」の実施【全学年】		
2月			○いじめ・不登校対策委員会 ○学校評価における「自己評価」	
3月			○学校関係者評価委員会の開催と「自己評価」結果の検証 ○「いじめ・不登校対策基本方針」の見直し	